

念願の 100 万円控除、ついに実現！

今改正の最大の目玉は、何ととっても「低未利用地を譲渡した場合の 100 万円控除」の創設だ。

100 万円控除は我々の永年の悲願であったが、これまでは改正議論の俎上に載せることさえ叶わなかった。それでも一貫して現場の声を受け止め、制度の必要性を訴え続けた結果、今回このような新たな政策税制として実現することができた。誠に喜ばしい限りであり、これまでの生みの苦しみを思うと感極まりない。

この制度を生かすか否かは、我々宅建業者の手にかかっている。特例をおおいに活用し、土地利用やまちづくりを提案する地域の担い手として、しっかりとその役割を果たしていきたい。

各種特例措置の期限延長を含め、今回の税制改正はまさに満額回答。ご尽力いただいた関係各方面に対し、心より御礼申し上げます。

令和元年 12 月 12 日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会

会 長 坂 本 久